

## 業務用自動車賃貸借契約書(001)

沖縄県土地開発公社 理事長 新垣 健一（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、下記の条項による自動車の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

（賃貸借物件）

第2条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

ただし、自動車の登録番号及び車台番号は、納車後に確定するものとする。

- (1) 車名及び年式
- (2) 登録番号
- (3) 車台番号
- (4) 塗料
- (5) 数量 6台
- (6) 付属品 沖縄県土地開発公社業務用自動車賃貸借契約(001)に係る仕様書のとおり

2 契約締結時に納車ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

（賃貸借期間）

第3条 契約期間は、令和2年11月18日から令和7年11月17日までとする。

（車両の引渡）

第4条 車両の引き渡しは、甲乙双方立会いのもと、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。

2 乙は、引き渡された車両が契約の内容に適していないものであるときは、当該引き渡された車両の代替物の引き渡しを行わなければならない。

3 乙が、前条の車両の代替物の引き渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときには、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(車両の現状変更等)

第5条 甲は次の場合事前に書面で乙の承諾を得なければならない。

- (1) 車両の原状の変更をする場合
- (2) 車両の使用の本拠地の変更及び保管場所の変更

(賃貸借料金)

第6条 車両の賃貸借料は、総額 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)とし、月額 円(消費税込)とする。

- 2 賃貸借料金については、賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、日割り計算によって算定する。
- 3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 消費税額及び地方消費税額は、契約期間中途においてその税率が変更された場合には、国税庁の取り扱いに準じるものとする。

(賃貸借料金の支払)

第7条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 乙の契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号により免除する。

(費用負担)

第9条 賃貸借車両に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第10条 乙は、この契約の期間、賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備

(3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理

(4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。

ただし、緊急時等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第 11 条 乙が前条第 1 項に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に代車を無償で提供するものとする。

(甲の修理費用負担)

第 12 条 第 10 条第 1 項にかかわらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

(1) 甲の故意又は重大な過失に起因する修理に要する費用

(2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の保険)

第 13 条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、乙の負担により自動車保険契約を締結するものとする。

(1) 車両保険	保険金額	1 年目	万円 (免責金額 0 円)
		2 年目	万円 (免責金額 0 円)
		3 年目	万円 (免責金額 0 円)
		4 年目	万円 (免責金額 0 円)
		5 年目	万円 (免責金額 0 円)

(2) 対人賠償責任保険 保険金額 無制限 (1 事故につき) (免責金額 0 円)

(3) 対物賠償責任保険 保険金額 無制限 (1 事故につき) (免責金額 0 円)

(4) 搭乗者傷害責任保険 保険金額 1, 0 0 0 万円 (1 名につき)

(車両の滅失等)

第 14 条 車両が滅失又は盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能となった時、甲は、直ちに乙に報告するものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第 15 条 甲は、賃貸借車両について、賃貸借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(期間満了及び再リース)

第 16 条 車両の期間満了までに甲から再リースの意思表示があった場合には、再リース契約により継続することができる。

2 再リース契約を締結しない場合は、甲は遅滞なく乙に車両を返還しなければならない。

3 車両返還が遅滞した場合は、甲は遅滞に対して応じた賃貸借料を乙に支払わなければならない。

4 返還の際、車両の原状が契約期間中の自然損耗以外に引渡の時と異なる時は甲の責任で車両を原状に回復しなければならない。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号により乙の承諾を得て実施した原状変更についてはこの限りではない。

(甲の報告義務)

第 17 条 甲は借用車両の使用及び維持管理について、本契約上必要と思われる事項についてはすべて乙に報告し、乙の指示をうけるものとする。

(乙の権利)

第 18 条 乙は貸与車両に乙の所有であることの表示をすることができる。

2 乙又は、乙の代理人は、貸与車両をその保管場所において点検することができる。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第 20 条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙個人情報特記事項を守らなければならない。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市旭町 114 番地 7  
名称 沖縄県土地開発公社  
氏名 理事長 新垣 健一

乙 住所  
名称  
氏名